

公立大学法人岡山県立大学 平成 27 年度 年度計画

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 27 年度入学生から、従来の「全学教育科目」を大幅に改編した「共通教育科目」を導入し、教養教育の充実を通じた学士力の向上を目指す。
- イ 学部教育における専門科目間の連携に重点を置き、専門性の修得と専門を起点とする知識の広がりにつながるよう教育を行う。
- ウ 卒業研究を重点として、創造力と統合力を修得させる。
- エ 実験、演習及び実習の科目を中心に、アクティブ・ラーニングや課題解決型学習の取組を強化し、コミュニケーション能力と継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(7) 保健福祉学部

① 看護学科

- ・ 24 年度改正カリキュラムの完成年度となるため、各学年を対象とした専門知識・技術・判断力の評価を行い、新設科目の効果について検討する。また、4 年次生の卒業時には、専門知識及び看護技術の 2 側面から到達度評価を行い、26 年度卒業した旧カリキュラムの学生との違いについて看護コアカリキュラムを中心に検討する。特に、フィジカルアセスメント能力に関わる項目について重点的に評価する。
- ・ 26 年度に一部科目で試行したルーブリックを用いた実習評価表による評価を継続し、その効果を評価する。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	目標
看護師国家試験	100%
助産師国家試験	100%

保健師教育は 24 年度カリキュラム改正をもって終了した。

- ・ 「災害看護論」では、総社市防災訓練を活用し、発展的アクティブ・ラーニングとして取り組む。

② 栄養学科

- ・ 学生の実践力育成と職業意識の向上のために、臨地実習先等と教育・研究面での情報交換に努める。
- ・ 四川大学、南昌大学その他外国から招聘する講師による講義等に学部生の参加を奨励し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・ 国際交流事業の一つである南オーストラリア州保健福祉スタディツアーへの参加を奨励し、国際職業人としての意識改革を図る。
- ・ 管理栄養士国家試験の合格率向上を目指しカリキュラム変更（管理栄養士教育を統合する「総合演習Ⅲ」の必修化）を行う。

③ 保健福祉学科

- ・ 25年度から始まった新カリキュラムの実施状況（成果と課題）を引き続き点検する。
- ・ グローバル教育を推進するため、教員が実施する国際研究報告会への学生の参加を促す。
- ・ 遠隔地で学外実習を行う学生に対して、各専門分野の教員が双方向型の指導が行えるように e-Learning による学習支援システムを構築する。

【社会福祉学専攻】

- ・ 27年度の社会福祉士国家試験の目標合格率を引き続き 80%と設定する。
- ・ 26年度に引き続き、模擬試験を 3 回以上実施するとともに、学生主導の学習チームを編成する。
- ・ 介護福祉士国家試験制度の適用開始が延期されたが、卒業時共通試験（(公社)日本介護福祉士養成施設協会）が実施されるため、引き続き、介護福祉士国家試験対策として模擬試験や「介護福祉士国試対策 e-learning」を活用した学習を行う。

【子ども学専攻】

- ・ 初めての教育実習を円滑に実施し、実施後には専攻全体で成果と課題を点検する。
- ・ 本学の卒業生等の保育士資格のみを有する保育士等が、国の特例措置を利用して、幼稚園教諭免許状を取得できるよう、単位修得が必要な一部の授業科目について集中講義を開講する。

(イ) 情報工学部

- ・ 横断的情報系教育プログラム 8 科目の中で基幹となる科目を、学科単位で開講できる体制を整備する。
- ・ 各学科が目指す人材育成像と学生の履修傾向を点検し、必要な改善を行う。

(ウ) デザイン学部

- ・ 27年度において開始から 3 年目に入る、4 領域再編の新しい教育体系構想の実質化を、新たに始まる授業科目を中心に円滑に実施する。
- ・ 実際の地域課題を把握・調査しながらその解決に向けた具体的なデザイン提案を行う「デザインプロジェクト演習」を開始する。
- ・ 文部科学省の補助事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の後継事業である「大学教育再生加速プログラム（インターンシップ等を通

じた教育強化)」を活用し、インターンシップの取組拡大を推進する。

- ・ 教室へのタブレット端末の導入等により「アクティブ・ラーニング」の環境を整備し、ワークショップなどの体験型授業の拡充を図る。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

①看護学専攻

- ・ 講座全体のゼミナールの活性化を図るとともに看護学専攻全体の間接発表会を4回開催する。

[予定するゼミナール]

基礎看護学講座 6回

発達看護学講座 6回

広域看護学講座 12回

- ・ 修士論文については、学会発表及び学術雑誌への投稿を推奨する。
- ・ 外国人講師を招聘し、国際的な視野を醸成するための講義や、英語力向上に資する講義・演習の機会を作る。
- ・ 保健師国家試験合格率 100%を目標とする。

②栄養学専攻

- ・ 日中韓トライアングル協定の大学間で進めている「食と健康」をテーマとする合同カンファレンス（27年度はウソン大学校で開催予定）において、英語による研究成果発表を行う。
- ・ 最新の研究動向を知り、今後の研究に活かすために、国内外で開催される学会等に学生を参加させ、学外の研究者等との交流を促進する。

③保健福祉学専攻

- ・ 教員が実施する国際研究報告会に、大学院生を参加させ、国際的な視野を涵養する。

【博士後期課程】

①看護学大講座

- ・ 大学院生に、国際学会や海外研究者の講演に参加することを奨励し、英語での論文執筆を推奨する。
- ・ 看護の質向上への貢献を目的に、研究成果を看護実践機関や看護者に還元する。

②栄養学大講座

- ・ 大学院生に、国内外で開催される国際会議への参加と研究成果の口頭発表を奨励する。
- ・ 日中韓トライアングル協定に基づく合同カンファレンス等の企画を活用し、海外研究者との共同研究を奨励する。

- ・ 国際誌への論文投稿を推奨する。

③ 保健福祉学大講座

- ・ 教員が実施する国際研究報告会に、大学院生を参加させ、国際的な視野を涵養する。
- ・ 大学院生に、国内外の学会における研究成果の英語による発表（口頭発表、論文発表）を推奨する。

(4) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

- ・ 教育プログラムを点検し、専門分野の多様化・高度化及び学士課程教育との接続性を中心に改善を検討する。
- ・ 大学院生に国際会議における発表を引き続き奨励し、国際的な視野を涵養する。

【博士後期課程】

- ・ 大学院生に国際会議における自主的な発表を奨励し、国際的な視野を涵養する。
- ・ 情報技術の急速で多様な展開に鑑み、主指導/副指導教員制に加えて、研究アドバイザー教員制の導入を検討する。

(5) デザイン学研究科

【修士課程】

- ・ 実践者、研究者としてのデザイナー育成のための研究指導とともに、研究に対するモチベーションの向上に注力する。
- ・ 研究成果物の構成・様式等について見直しを図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ・ オープンキャンパスや進学ガイダンス等の入試広報では、アドミッション・ポリシーを、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと関連付けて、受験生等にわかりやすく説明する。
- ・ 入学者を適切に選抜するため、選抜方式（推薦・一般）ごとに、学生の入試成績、入学後の学修到達状況、能力、適性などを様々な観点から分析し、入学者選抜方法や試験内容を改善する。
- ・ 保健福祉学科では、入学者選抜方法の一つである面接に関し、入学者受入方針に沿った内容の検討をさらに進める。

イ 教育課程

- (ア) 全学教育研究機構を改組した共通教育部（27年度新設）と大学教育開発センター（26年度設置）が連携し、27年度入学生から実施する「共通教育科目」における教育内容、方法及び実施状況の点検を進め、これに基づき中・長期的な改定案の作成に着手する。

- (イ) 国際的に活躍できるグローバルな人材を育成するため、次の取組を行う。
- ・ 「中級英語Ⅱ」履修者全員の TOEIC IP テスト受験を実施し、教育の成果と課題を点検する。
 - ・ 異文化理解の能力やコミュニケーション能力を育成するため、スタディツアーの授業科目化を検討するなど、共通教育科目のサブカテゴリー「国際」内の授業科目を充実させる。
 - ・ 国際交流センターにおける英語村及びスカイプ英語の効果を点検し、必要な見直しを行い、語学教育との連携を充実させる。
 - ・ 第2外国語に関しては、基礎韓国語Ⅰ・Ⅱで、1,500～2,000の語彙習得（韓国語能力試験（TOPIK）2級程度）を引き続き目指す。
- (ウ) 学士課程に求められる社会の様々な要請に適切に対応するため、次の取組を行う。
- ・ 高校における出前講座や「出張ガイダンス」を積極的に行い高等学校教育との連携を図る。
 - ・ 大学で必要な基礎学力を習得するために、本学を志望する高校生向けにアレンジした大学授業を提供する。（大学授業開放）
 - ・ 各学部は、それぞれのディプロマ・ポリシーに沿うように、共通教育部と連携して4年間の履修モデルを作成し提供する。
 - ・ 共通教育の学部教育に与える効果について点検方法を検討する。
- (エ) 大学院の課程では、専攻分野の教育を深めるとともに、幅広い領域に対する問題の提起と解決能力を育成するために次の取組を行う。
- ・ 院生を国内外の学会、学外研究会及び各種プロジェクトへ積極的に参加させ、研究成果の発表や視野を広げるための情報収集を奨励し、成果の報告を義務付ける。
 - ・ 他研究科との融合科目の履修を奨励する。
 - ・ 院生を県内の企業、自治体及び民間団体が関与する各種の連携活動やフィールド研究に参加させ、問題の提起・解決能力を向上する。

ウ 教育方法

- (ア) 大学教育に円滑に移行できるように、次の取組を継続する。
- ・ 高大接続教育の一環として、共通教育における修学基礎のカテゴリーにおいて大学導入教育の充実を図る。
 - ・ 推薦入学者に対する入学前教育を各学部・学科の特性に応じて実施するとともに、その成果と課題を点検する。
 - ・ 栄養学科では、オープンキャンパスを利用して、高大教育の接続科目について模擬

授業を行う。

(イ) 学士課程教育で、基礎知識や応用能力の修得と豊かな人間性を涵養するために次の取組を行う。

- ・ 共通教育に教養コア科目（導入科目）を導入し基礎知識の修得を図るとともに、サブ科目（発展的科目）において応用能力の修得を図る。
- ・ 共通教育科目へのアクティブ・ラーニング導入を組織的・積極的に図る。
- ・ 専門教育を修得する上で重要な共通教育科目の履修指導を行う。
- ・ 新入生対象の「フレッシュマンセミナー」において、各学部・学科に求められる資質や基礎知識が身につく教育を行う。

(ウ) 専攻分野における研究能力を向上させ、広い視野で主体的に問題発見・問題解決ができる能力を修得させるとともに、社会のニーズを的確に把握した研究を推進するため、次の取組を行う。

- ・ 領域ゼミや専攻中間発表会等を活発に行う。
- ・ 専門領域のみでなく、他の領域の授業も積極的に受講させる。
- ・ 行政や産業界等に対して、研究成果を用いて積極的に提言・提案を行う。
- ・ 他大学や研究機関の研究者や大学院生との研究交流を積極的に行う。

(エ)

- ・ 共通教育と学部教育との連携を図るため、教養教育改革により策定された開講計画と、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）及びディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の整合等について検討し、必要な見直しを図る。
- ・ 27年度入学生から新しい成績評価（GPA 制度）を導入し、今後の活用方法等を引き続き検討する。
- ・ シラバスの様式の点検・改善を実施するとともに、提供システムの動作を改善する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員の配置等

25年度に決定した教員定数の削減方針（5年間で9名）を受け、着実に削減を進める一方、教育の質の低下を招かないよう、全学的視点で教員の配置を行う。

イ 教育環境の整備

(ア) 語学教育推進室（旧語学センター）では、次の取組を行う。

- ・ 長期休業中は、語学教育推進室学習支援コーナー及び CALL 教室を開放し、学生の自主学習の機会を増やす。また、語学文化関連の書籍や視聴覚資料の精選充実を図る。

- ・ 学習支援体制の充実を図るため、学習相談に応じる TA を週に 4～5 日配置し、検定試験対策の相談や学習の成果が現れにくい学生への支援を行う体制を整える。
- ・ ALC の自主学習システムの課題を長期休業中の課題として活用し、自主学習を充実させる。
- ・ 授業外課題として多読学習を推進し、読解力の向上を図る。当学習が継続性を必要とするため取組を支援する体制について検討する。
- ・ 全ての学生に一定レベルのスピーキング力を習得させるために、発音チェックソフトの導入や統一スピーキングテストの開発を行う。

○TOEIC IP テスト

項 目	目 標
受験者数	400 人
500 点以上取得者数	30 人
必修受験者の平均スコア	370 点

- (イ) 情報教育推進室（新設 旧情報教育センターの業務を一部含む）では、図書館と連携し、新設科目「情報リテラシー基礎」等の充実を図る。また、情報基盤活用推進センター（同）では、次の取組を行う。
- ・ ネットワーク関係機器の更新等によりネットワークのトラブル防止とともに利便性の向上を図る。
 - ・ 学生への情報処理演習室の開放は、講義との調整を行い、最大限の開放日数を確保する。
- (ロ) 健康・スポーツ教育推進室（旧健康・スポーツ推進センター）では、次の取組を行う。
- ・ 体育施設については、授業で使用していない時間帯の学内開放を実施し、学生及び教職員の健康維持増進に活用する。
 - ・ スポーツ施設・設備の点検・補修や貸出用スポーツ用具の補充を行う。
 - ・ 地域住民を対象にしたスポーツの大会を開催し、幅広い年齢層に対してスポーツを通じた地域貢献活動を推進する。
- (ハ) 附属図書館では、図書館の利用形態等の変化に対応して、以下の取組を行う。
- ・ 利用者年齢制限緩和等により、地域貢献の強化を図る。
 - ・ 授業の一環として図書館ガイダンスを行い、学生の図書館利用の向上に取り組む。
 - ・ ギャラリー展示スペースの充実を図り、利用の多様化に努める。
 - ・ 図書館システムの更新時に、検索速度の上昇や検索時の検索候補表示機能の追

加等を行い、利用者の利便性向上を図る。

- ・ データベース・電子ジャーナルの利用促進を目的として、利用者やスタッフを対象に講習会を開催する。
- ・ 視聴覚資料を利用頻度の観点から見直し、ニーズに基づき最適化を図る。

ウ 教育の質の改善

- (ア) 大学教育開発センターにおいて FD 活動の企画・実施等を行い、結果を点検する。その結果を基に、評価委員会は、FD 活動の評価を行い、次年度以降の FD 活動の改善に繋げる。

また、大学教育開発センターでは、学外の有識者による FD 活動に関する研修会を年 2 回程度、その他広義の FD 活動に関する研修会を年 5 回程度企画する。

- (イ) 27 年度に試行する新しい教員の個人評価制度（案）が、教育の質の改善に活用できる制度となるように、試行結果の検証を行い、制度を改良する。

大学教育開発センターにおいて、学生の授業評価アンケートの企画・実施等を行うとともに、アンケート結果を分析し、その結果を教育内容及び授業方法の改善に役立てる。

- (ウ) 「教育年報 2014」は、大学教育開発センターにおいて一部構成や項目の見直しを行った上で、本学の教育研究活動の成果をわかりやすく取りまとめ、学内外に周知するとともに、教育研究活動のさらなる発展と改革のための基礎資料として活用する。

- (エ) 教育力向上支援事業は、本学の運営方針である「全学教育への教養教育の積極的導入」「国際交流の促進とグローバル教育の推進」「戦略的な地域貢献」を強化するための新規取組を優先的に採択することとする。

採択件数	24 件
配分額	10,000 千円

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学生支援室（27 年度新設）において、ボランティア等の学生の主体的活動を側面的に支援し、課外のキャリア形成を促す。
- ・ 年度初めのオリエンテーション時に、学生の自主学習支援や生活・進路上の問題解決を目的としたオフィスアワー制度や、アドバイザー教員制度等を学生に周知する。また、相談内容に応じた支援を行う。

- ・メンタル面における支援が必要な学生には、学生相談室（ほっとルーム）を中心に適切な対応に努める。学生相談室の認知度を上げるとともに、より気軽に利用できるよう環境を整備する。
- ・スマホ対応アプリ「学生手帳（仮称）」を開発し、学生への的確な情報提供を行う。

（２）経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・授業料減免及び各種奨学金制度について、説明会の開催やホームページ等への掲載により周知を図る。
- ・授業料減免の要件緩和により対象者の拡大を図る。

（３）就職支援に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学生に幅広い職業観が身につくように、以下の取組を行う。

- ・効果的な「フレッシュマンセミナー」等の実施により、初年度から学生のキャリア形成を支援する。
- ・OB・OGによるセミナーやホームカミング等の交流会を開催し、卒業生からの助言により、在学生のキャリア形成を支援する。
- ・看護学科では、県内病院勤務の新卒者の学び直しの機会提供と、在学生との交流による在学生のキャリア形成支援を目的とした「里帰り授業」を、対象病院をさらに広げて実施する。（実施施設は実習・共同研究に資することを条件とする。）
- ・デザイン学部では、文部科学省補助事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の後継事業である「大学教育再生加速プログラム（インターンシップ等を通じた教育強化）」と連携を図りながら、正課及び正課外の活動を通じてキャリア形成を支援する。

イ 学生のキャリア形成を支援するため、以下の取組を行う。

- ・インターンシップの意義や重要性、募集に係る情報の取得方法等について、年度初めにオリエンテーションを開催し学生へ周知する。
- ・岡山県中小企業団体中央会と連携し受入企業等との調整を行い、参加を希望する学生の円滑なインターンシップ活動を支援する。また、総社市と連携し引き続き総社市役所の各部署で実施するインターンシップへの参加を支援する。
- ・学外と連携するボランティア活動に関する情報を学生に提供するとともに、AMDA 等と連携し学生のキャリア形成に効果的なボランティア活動を推進する。

ウ 就職相談、各種ガイダンスや模擬試験については、以下の取組を行う。

- ・就職相談を週２～３回実施するとともにガイダンス、模擬試験、自己分析検査などを就職活動の時季にあわせて開催する。
- ・就職相談室と学生支援室（27年度新設）の連携を図り、課外の活動をキャリ

ポートフォリオ（学生自身による課外活動の記録）に反映する。

- ・ 就職支援専門スタッフ（仮称）による本学主催の就職セミナーの開催、就職情報の収集・分析などを新たに行う。
- ・ 27年度から就職活動の解禁時期が変更になることから、企業等の動向を把握し、学生が十分な就職活動が行えるよう支援する。
- ・ 求人等の就職関連情報を、学生が効率的に収集、活用できるようインターネットを通じた情報提供の充実を図る。

○就職率

27年度卒業生の就職率の目標

保健福祉学部 97%

情報工学部 96%

デザイン学部 91%

【看護学科】

- ・ 面接マナー、エントリーシートの書き方についてのガイダンスを新たに行う。

【栄養学科】

- ・ 領域別に、教員による専門職視点からの集団模擬面接等を実施する。

【保健福祉学科】

- ・ 各学生の進路希望を的確に把握した上で、個別進路指導を充実させる。

【情報工学部】

- ・ システムエンジニアリング岡山(SEO)の会社説明会（本学開催）等への学生の参加を奨励する。

【デザイン学部】

- ・ 年2回開催している「ポートフォリオ展」、卒業生等を招いた「就活トークショー」、学外特別講師による「個別キャリアガイダンス」の充実を図る。

（4）留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 留学生に対し、ホームページ等を通じて奨学金制度等の情報提供を行うとともに、日本での生活に不慣れな留学生に対し、チューターの活用などにより学習や生活面での支援を行う。
- ・ アパート等の住居の確保が困難な留学生に対し、留学生住宅総合補償制度を活用し大学が連帯保証人となるなどの支援を行う。
- ・ 留学生の意見を支援に活用するために、留学生連絡会議を開催する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究者としての教員の水準向上

各学部・学科において各教員の研究分野に応じた研究目標を申告し、その成果を相互に評価する。

【看護学科】

- ・ 学術論文（査読有り）の発表数は 30 以上、学会発表数は 60 以上を目指す。

【栄養学科】

- ・ 学術論文（査読有り）の発表数は 30 以上、学会発表数は 50 以上を目指す。

【保健福祉学科】

- ・ 専門分野に適合した研究業績（紀要を除く）の発表数は 33 以上、学会発表数は 33 以上を目指す。

【情報工学部】

- ・ 学術論文と国際会議論文の発表数は、26 年度実績以上を目指す。

【デザイン学部】

- ・ 専門分野における依頼制作及び公募展入選以上の件数増を図るとともに、学会発表（査読論文応募を含む）の件数増を図る。
- ・ 海外研修者の教員研究発表会を義務づけ、研究内容の共有に向けた意見交換の場を設ける。

イ 研究者情報の発信

- ・ 教員の個人評価システム開発にあわせて教育研究者総覧の掲載内容を見直し、表示画面のデザイン性を向上する。
- ・ デザイン学部では、紀要を本学学術情報リポジトリに掲載する。

ウ 大学として重点的に取り組む課題

教員の豊富な研究シーズや知識・技術をベースに、異分野の教員が協働で進める「領域・研究プロジェクト」の推進及び文部科学省「地（知）の拠点 COC プラス事業」の獲得を重要課題として取り組む。

エ 倫理審査

倫理審査規程等により、必要な審査を適正に行い、医学研究等における倫理的原則を遵守する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学術研究を推進する組織として、学術研究センター（仮称）の早期設置に向けて準備する。
- ・ 27 年度の学内の競争的研究資金（特別研究費）の配分に、26 年度の研究成果等を反映させる。
- ・ 特別研究費の配分を受けた教員全員に OPU フォーラム 2015 での研究成果発表を義務付ける。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア

- ・ 産学官及び地域との連携を緊密にし、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図る。
- ・ 文部科学省の地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(地(知)の拠点 COC プラス)に応募する。
- ・ 地域共同研究機構で実施する「領域・研究プロジェクト」等に重点的に取り組む。

(7) 産学官連携推進センターでは、26年度に引き続き、リエゾン機能の強化等により共同研究や受託研究等を一層積極的に推進する。

- ・ 地域の産学官との協力関係を組織的に強化する。
- ・ 外部資金の獲得を奨励するとともに、より一層質の高い共同研究等を実施し、外部資金の更なる獲得を目指す。
- ・ 外部資金獲得件数、獲得金額においてそれぞれ対前年度5%増を目指す。

(イ) 保健福祉推進センターは、以下の取組を行う。

- ・ 第一線で活躍している保健福祉分野の専門職を対象に研究会を開催する。
- ・ 地域の人々の健康、福祉の増進を目的に、晴れの国「鬼ノ城カレッジ」を開催する。
- ・ 市町村と協力し、一日保健福祉推進センターを実施する。
- ・ 県、市町村、地域と協働して、子ども支援と子育て支援を目的に、子どもの余暇活動支援及び県大そうじゃ子育てカレッジを実施する。
- ・ 県、総社市、吉備医師会の協力を得て、糖尿病相談室(個別の相談)を運営する。

(ウ) 認定看護師教育センターは、以下の取組を行う。

- ・ 実施計画(～27年度)に基づき、糖尿病看護認定看護師教育課程を継続する。
- ・ 教育評価に実技を取り入れ、履修生の学習効果を高める試みに挑戦する。
- ・ 本課程の修了生を対象に、1年に1度のスキルアップ研修の場を提供するとともに、3か月に1度の事例検討会を行い、看護実践能力の向上を支援する。
- ・ 認定看護師教育センターの教員と看護学科・栄養学科の教員、総社市の健康づくり課が協力して、地域住民を対象とした講演会の開催や、糖尿病相談室等での各種測定を充実させ、健康寿命の延伸と医療費の削減を目指す。

(エ) 地域連携推進センター

地域連携推進センター(27年度新設)では、次の取組を行う。

- ・ 本学が包括協定を締結している総社市、真庭市、笠岡市、備前市等と連携し、

26 年度末に発展的に解消した福祉・健康まちづくり推進センターが取り組む課題を含めより幅広い分野に関わる地域の課題の把握と解決に向けたプロジェクトを企画立案し、推進する。

- ・ 笠岡市や NPO 等と連携して、笠岡諸島住民の疾病予防・健康増進に向けた調査研究を行う。

(オ) 地域貢献活動の成果発信については、Web 化を継続するとともに、「社会貢献年報 2014」と「研究シーズ集」改訂版を発行し、戦略的に広報活動を展開する。

イ 県高等学校長協会及び県内高等学校進路指導担当教諭との懇談会等を開催し、本学の教育方針、入学者選抜、取得資格及び学生支援（奨学金、授業料減免、就職支援）、新たな高大接続教育の取組等を説明するとともに、意見交換を行う。

人間情報工学科では、学科名称変更と教育内容の更なる徹底を図るため、県内高等学校進路担当教員を継続訪問する。

高校における出前講座や「出張ガイダンス」を積極的に行い高等学校教育との連携を図る。(1-(2)-イ-(ウ)) 再掲

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 引き続き地域共同研究機構が主導し、「健康・福祉」、「地域環境」、「モノ・コトづくり」の3重点領域の下に、6プロジェクト程度の研究を推進する。

イ 引き続きアクティブ・ラボ（出前研究室）を積極的に推進し、実施件数 45 件以上を目指すとともに、共同研究等への展開を目指す。

ウ OPU フォーラム 2015 を、県立大学を会場として次の三本柱で開催する。

- ・ 教員の研究発表の場
本学及び教員のアピールを目的とし、教員の研究紹介を行う。
- ・ 教員と企業のお見合いの場
昨年に引き続き、本学シーズと企業ニーズのマッチングを行う。
- ・ 研究実績（成果物）の発表の場
教員と企業との研究から誕生した製品、商品等の展示を行う。

エ 産学官連携に関する情報発信については、引き続き、次の取組を行う。

- ・ 岡山県等の行政機関、岡山県産業振興財団や岡山商工会議所等の産業支援機関、金融機関等との連携をより一層強化し、情報収集を行う。
- ・ 新たな広報戦略の中で積極的に本学の研究シーズを外部に発信するために「イノ

バージョンジャパン 2015」等への出展を行う。

- ・ 研究シーズ情報の発信方法を改善する。
- ・ 学内関係者に対して、ホームページ、メール等で競争的資金の公募や産学官連携行事等の情報を発信する。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際共同研究や、教職員・学生の相互交流を次のとおり推進する。

- ・ 国際共同研究数の目標を 12 件以上とする。
- ・ 看護学科では、ウソン大学校との交換留学制度の効果的な運用や、スタディツアーの充実、ハサヌディン大学等との遠隔授業の試行によりグローバル教育を一層推進する。また、ネパール及びインドネシアの看護リーダーを招聘し研修を行うことで、これらの国の看護の向上に資する。
- ・ 栄養学科では、アデレード大学との研究交流を進めるために教員の相互訪問を行うとともに、アデレード大学の教員を招聘してシンポジウムを開催する。また、ハサヌディン大学から客員研究員を招聘し、研究交流を推進する。
- ・ 情報工学部では、27 年 9 月に四川大学に教員を派遣し、「学術交流ワークショップ」を実施し今後の交流の進展を図る。
- ・ デザイン学部では、台湾の国立雲林科技大学設計学院（デザイン学部）との交流事業の双方大学での実施を検討する。

イ 国際交流協定の締結について、次の取組を行う。

- ・ 全学的な国際交流協定を増やす準備として、学部間交流協定の推進とアジア圏を中心に新規の交流先を開拓する。
- ・ 中国人国際交流員を引き続き活用し、中国を始めとした海外の協定先大学との交流等を促進する。
- ・ デザイン学部では、香港大学、アメリカのクレムソン大学、メキシコのイテスム大学並びにウデム大学との、国際交流協定の締結を視野に学術交流等を進める。

ウ 学生の海外研修推進と留学生の受入及び派遣を推進するために次の取組を行う。

- ・ 語学文化研修等の参加者、留学生の送り出しについては、学生への啓発に努める。
- ・ 留学生受入体制の整備を進める。
- ・ 25 年度から開始したアデレード大学との語学文化研修の充実に努め、留学生の派遣等に結びつける。
- ・ 25 年度から実施した香港及びアデレードでの「スタディツアー」に加え、「海外インターンシップ（仮称）」の教育プログラム化について検討する。
- ・ 国際交流センターは、学生の海外研修等への参加の動機付けを目的に、様々な国際

交流イベントを開催する。

- ・ ハサヌディン大学の学生民族舞踊音楽グループを招聘し、県大祭での公演と学生との交流、小学校の訪問やホームステイ等を通じて、相互理解と国際親善を図り、今後の留学生受入に繋げる。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 本学の人的・知的資源を活用して、「大学コンソーシアム岡山」の単位互換制度への授業科目の提供を行う。
- ・ 社会人教育に講師を派遣する。
- ・ 学生と教職員が協力し、人づくりやまちづくりなどの取組に積極的に参画する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の推進

ア 理事長（学長）のリーダーシップ

理事長は、管理運営上の諸問題に迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、全教職員に向けて決定の根拠や諸事情の説明を行い、それらを公表する。

イ 理事長（学長）の補佐体制

役員（副理事長・学内理事）は、絶えず情報交換を密にして、理事長の意思決定を助けるとともに、理事長の方針に基づいて行動する。

ウ 学部長の役割

各学部長は、各会議の場で学部の意見を的確に述べるができるように、学部の諸会議を十分な時間をとって運営する。同時に、学部長は、その会議で大学運営の方針が教員に理解されるように説明する。

エ 教員組織と事務組織との連携強化

- ・ 26年度に始めたFD・SD合同研修会を継続し、研修内容を充実させる。
- ・ 大学教育開発センター等の業務について、これまでの教員、特任教員に加えて事務職員からもセンター員を任命し、教育開発や学生支援、広報活動に係る企画立案等における教職協働を推進する。

オ 各種委員会の運営

委員会の委員は、審議結果を各部局の教職員に周知する。そのために、特に学部長は、前項ウに努め、委員会と学部の会議の間で発言に齟齬を生じないようにする。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の推進

ア 全学的、中長期的な視点に立って、設定した次の運営方針の実現に向けて教職協働により、実施可能な取組から積極的に進める。

(運営方針)

- 1)全学教育に教養教育を積極的に導入する。
- 2)国際交流を促進するとともに、グローバル教育を推進する。
- 3)地域貢献について戦略的に取り組む。

- ・ 競争的研究費を活用し、教員の研究活動を活性化する。
- ・ 多岐にわたる大学情報を適切に蓄積、管理、提供、発信するために設置された総合情報機構（27年度新設）内の情報基盤活用推進センター及び広報メディア開発センターにおいて、全学的な大学情報の共有化や学内情報の管理及び学内外への適切な情報発信を行う。

イ 部局長会議で大学の重点課題に対する認識や対応の方向性を共有し、課題解決に向けた取組に資源を集中する。課題解決に関する評価は、経営審議会及び教育研究審議会で行う。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 公開講座等の実施

(公開講座)

- ・ 地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、大学における研究成果の普及と活用を図るために、公開講座を開催する。27年度は、デザイン学部が地域の要望を取り入れながら内容を充実させ実施する。

(岡山県生涯学習大学主催講座)

- ・ 地域に開かれた大学として、地域住民に生涯学習の機会を提供する。27年度は保健福祉学部が「現代的課題を学ぶコース」として講座を企画する。
- ・ 大学祭時の学内開放や夏休み工作教室を実施し、大学、学部学科等の取組を地域住民や地域の子どもに分かりやすく紹介する。

イ アクティブキャンパスの推進

アクティブキャンパスを積極的に開催する。これまで実績の少ない学部を中心に、アクティブキャンパスの推進を強化し、事業数の増加を図る。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 県評価委員会による評価結果や参考意見を大学の組織、業務運営及び教育研究活動の改善に活用し、更なる取組を行う。

28年度の認証評価受審に向け、本学の教育研究活動及びその実施体制を点検・改善する。

イ 監事及び会計監査人の監査結果に指導項目があれば、役員会、経営審議会及び教育研究審議会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

大規模な組織改編をうけ、新組織の各活動と各組織の連携を点検・評価する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化の特長を生かした弾力的な制度の運用

25年度に決定した、教員定数の削減方針（5年間で9名）を受け、着実に削減を進める。（2-1-(3)-ア再掲）

(2) 能力・業績等を反映させる制度の運用

ア 26年度に検討した教員の個人評価の見直し（案）の試行を通して教員の意欲向上・資質向上に繋がる個人評価制度の導入準備を行う。

試行結果を考慮しながら評価結果の待遇面への反映方法を検討する。

イ 教員の個人評価の見直し（案）の試行を通して C 評価者を分析し、適切なフィードバック方法を検討する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

不要・不急の業務や非効率的な事務処理について、不断の見直しを行うとともに、業務のスクラップアンドビルドを行う。

(2) 事務組織の見直し

ア 法人採用の職員を、引き続き、計画的に採用し資質の向上に努める。

イ 適正な規模の人員配置を実現するため、組織運営の効率化を図るとともに、非常勤職員も含めた人員配置等について不断の見直しを行う。

ウ 引き続き、妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知と利用促進を図り、仕事と子育ての両立を支援する。

(3) 事務職員の能力向上

26年度に作成した研修計画に基づき、学内研修を実施するとともに、学外研修へ積極的に参加させる。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢や他の国公立大学の動向を考慮して判断する。

イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の維持・向上を図る。

(2) 外部資金の獲得

ア 大学全体として、教員の科学研究費助成申請（28年度当初採択）を支援し、27年度採択結果（26年度申請分）以上の獲得を目指す。

また、文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」に応募する。（2-4-(1)-ア 再掲）

イ 従来の活動を着実に継続するとともに、目標を設定し、以下の取組を行う。

- ・ 地域や企業とパートナー関係をつくり、複数年での質の高い提案型・協働型の共同研究等の増加を図る。
- ・ イノベーションジャパン等の全国的な展示会等で情報発信を積極的に行い、全国規模の共同研究等の拡大を目指す。
- ・ 外部資金獲得件数、獲得金額においてそれぞれ対前年度5%増を目指す。

（2-4-(1)-ア-イ再掲）

(3) その他の自己収入確保

学内行事との調整を図り各種試験会場としての利用に積極的に対応し、収入の増加に努める。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 教育研究施設等の整備・修繕計画に基づき、引き続き、空調自動制御設備や照明制御設備の更新等、教育研究施設等の計画的な修繕を行う。

(2) 大学運営に支障のないよう十分に調整し、大学施設を一般に開放する。

(3) 市場金利動向を踏まえ、金融機関等の定期預金や国債等の債券など、有利かつ確実な金融商品を選定し、短期又は中長期の資産運用を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 競争性のある調達の徹底、外部委託や業務の簡素化・合理化、全学的な省エネルギーの徹底により、管理経費・投資経費の節減を図る。
- (2) 部局長会議においてエネルギー使用量を周知し、省エネルギーの啓発、全学的な省エネルギーの徹底を進める。
また、教育研究活動経費の効率的かつ適正な執行に努める。
- (3) 運営費交付金削減に対応するため、継続事業に係る経費の抑制を図る。一方で、国際交流の推進などの重点分野については戦略的な予算配分を行う。
また、25年度に決定した教員定数の削減方針（5年間で9名）を受け、着実に削減を進める。（2-1-(3)-ア 再掲）

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

教職協働による大学教育開発センター等の企画立案機能を強化し、常任委員会や各部局による実施機能及び評価委員会の点検評価機能との連携によるPDCAサイクルの確立に努める。

学生の授業評価アンケート、教員の相互授業参観等を実施することにより、教育研究活動を点検・評価し、教育研究の質の向上と透明性の確保を図る。

入試実施後は課題を整理し、改善策を速やかに決定して次年度の入試に反映させる。

また、選抜方式は、各学部が行った評価結果により必要に応じて見直す。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 広報メディア開発センター（27年度新設）では、部局長会議における広報戦略・方針のもと、大学情報のメディア展開に関する具体的方策を設定し、情報の収集や包括的な編集、デザインの開発、発信方法の開発等を行う。
- ・ 利用者の視点に立った、大学ホームページとなるよう更新・改修を行い、スマホ専用サイトを新たに作成する。
- ・ 大学施設・景観等を季節毎に撮影・蓄積しメディア展開に活用する。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

エネルギー効率に配慮し、空調自動制御設備、照明制御設備等の大規模修繕を長期計画に基づき実施する。

2 安全衛生管理や危機管理等に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 全学的な安全衛生管理体制のもと、安全衛生教育の充実に取り組み、施設設備の機能保全及び維持管理を適切に行う。
- (2) 有害物質管理要領に基づき適切な管理・処理を行う。
- (3) 引き続き、教職員の健康管理について各種診断の周知を徹底し、未受診者や再検査等対象者への受診推奨を適切に実施する。
- (4) 26 年度に作成した、危機管理ガイドラインに基づく個別マニュアルを順次整備する。

3 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学内規程等の充実や遵守の徹底など、内部統制の強化に努める。
- ・ ハラスメント等を防止及び排除するため、相談体制の充実や、ハラスメント発生を未然に防ぐための、教職員・学生等に対する意識啓発を徹底する。また、ハラスメントが生じた場合に早急に対応できる体制を整える。
- ・ 利益相反について教員へ周知を図るなど、利益相反マネジメントを徹底する。
- ・ 他大学や県等が行う人権に関する研修会に積極的に参加させるなど、教職員の人権意識の高揚を図る。

Ⅶ 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

Ⅷ 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X I その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

空調設備等の大規模修繕を複数年で計画的に行う。

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができ

る積立金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成27年度）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,112
補助金	118
自己収入	1,142
授業料及び入学金検定料収入	1,095
雑収入	47
受託研究等収入及び寄附金収入	73
目的積立金取崩収入	244
計	3,689
支出	
教育研究経費	843
人件費	2,320
一般管理費	339
受託研究等経費及び寄附金事業費等	73
施設費	114
計	3,689

[人件費の見積り]

総額2,170百万円を支出する。（退職手当は除く。）

- 1 人件費の見積額は、役員報酬、教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する額を算定している。
- 2 岡山県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程（ならびに公立大学法人岡山県立大学役員退職手当規程）に基づいて計算し、その額が運営費交付金で措置されているものとして見込んでいる。

[運営費交付金の算定方法]

運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入

2 収支計画（平成27年度）

区 分	金 額
費用の部	3,717
經常費用	3,717
業務費	3,717
教育研究経費	835
受託研究等経費	57
役員人件費	34
教員人件費	1,850
職員人件費	436
一般管理費	391
財務費用	-
雑損	-
減価償却費	114
臨時損失	-
収入の部	3,473
經常収益	3,473
運営費交付金	2,089
授業料収益	933
入学金収益	108
検定料収益	54
受託研究等収益	57
寄附金収益	15
補助金収益	55
財務収益	-
雑益	48
資産見返負債戻入	114
資産見返運営費交付金戻入	72
資産見返寄附金戻入	18
資産見返補助金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	20
臨時利益	-
純利益	△244
目的積立金取崩額	244
総利益	-

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費等を含む。
 特定寄付金等に係る経費は、教育研究経費に含む。

3 資金計画（平成27年度）

区 分	金 額
資金支出	4,394
業務活動による支出	3,585
投資活動による支出	85
財務活動による支出	18
翌年度への繰越金	706
資金収入	4,394
業務活動による収入	3,330
運営費交付金による収入	2,112
授業料及び入学金検定料による収入	1,095
受託研究等収入	57
寄附金収入	15
その他の収入	51
投資活動による収入	114
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	950

注) 前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金80百万円及び目的積立金残額870百万円である。